(2)　分割による増資の登記　一、〇〇〇分の三（本則一、〇〇〇分の七）

(3)　事業に必要な資産の譲受けの場合における次に掲げる登記

イ　不動産の所有権の移転登記　一、〇〇〇分の一二（本則一、〇〇〇分の二〇）

ロ　船舶の所有権の移転登記　一、〇〇〇分の一八（本則一、〇〇〇分の二八）

(4)　合併による次に掲げる登記

イ　不動産の所有権の移転登記　一、〇〇〇分の一（本則一、〇〇〇分の四）

ロ　船舶の所有権の移転登記　一、〇〇〇分の二（本則一、〇〇〇分の四）

(5)　分割による次に掲げる登記

イ　不動産の所有権の移転登記　一、〇〇〇分の一（本則一、〇〇〇分の二〇）

ロ　船舶の所有権の移転登記　一、〇〇〇分の一八（本則一、〇〇〇分の二八）

(五)　特定創業支援等事業による支援を受けて行う会社の設立の登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用対象となる登記の範囲から合名会社及び合資会社の設立登記を除外した上、その適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第八〇条関係）

(六)　次に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律に規定する認定開発供給実施計画の認定（同法の施行の日から令和九年三月三一日までの間にされたものに限る。）に係るものであるときは、当該登記に対する登録免許税の税率を次のとおり軽減する措置を講ずることとした。（租税特別措置法第八〇条の三関係）

(1)　株式会社の設立又は増資の登記　一、〇〇〇分の三・五（本則一、〇〇〇分の七）

(2)　合併による株式会社の設立又は増資の登記　一、〇〇〇分の一（純増部分については、一、〇〇〇分の三・五）（本則一、〇〇〇分の一・五（純増部分については、一、〇〇〇分の七））

(3)　分割による株式会社の設立又は増資の登記　一、〇〇〇分の五（本則一、〇〇〇分の七）

(4)　法人の設立等の場合における不動産の所有権の移転登記　一、〇〇〇分の一六（本則一、〇〇〇分の二〇）

(5)　合併による不動産の所有権の移転登記　一、〇〇〇分の二（本則一、〇〇〇分の四）

(6)　分割による不動産の所有権の移転登記　一、〇〇〇分の四（本則一、〇〇〇分の二〇）

(七)　特定国際船舶の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用対象となる建造した船舶を海上運送法に規定する認定特定船舶導入計画に基づき建造した特定船舶に限定し、当該特定船舶に係る次に掲げる登記に対する登録免許税の税率を次のとおり引き下げた上、その適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第八二条関係）

(1)　所有権の保存登記　一、〇〇〇分の二（改正前一、〇〇〇分の三・五）

(2)　抵当権の設定登記　一、〇〇〇分の二（改正前一、〇〇〇分の三・五）

(八)　都市緑化支援機構（公益社団法人又は公益財団法人であるものに限る。）が、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日から令和八年三月三一日までの間に都市緑地法等の規定による都道府県等の要請に基づき土地の所有権の取得をした場合における当該土地の所有権の移転登記に対する登録免許税を免税とする措置を講ずることとした。（租税特別措置法第八二条の二関係）

(九)　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道事業者が、同法に規定する認定鉄道事業再構築実施計画（令和六年四月一日から令和九年三月三一日までの間に認定を受けたものに限る。）に基づき取得する不動産の所有権等の移転登記に対する登録免許税の税率を次のとおり軽減する措置を講ずることとした。（租税特別措置法第八三条の四関係）

(1)　所有権の移転登記　一、〇〇〇分の一〇（本則一、〇〇〇分の二〇）

(2)　地上権又は賃借権の移転登記　一、〇〇〇分の五（本則一、〇〇〇分の一〇）

(〇)　次に掲げる租税特別措置の適用期限を三年延長することとした。

(1)　住宅用家屋の所有権の保存登記若しくは移転登記又は住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第七二条の二、第七三条及び第七五条関係）

(2)　特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第七四条関係）

(3)　認定低炭素住宅の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第七四条の二関係）

(4)　特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第七四条の三関係）

(5)　産業競争力強化法に規定する認定事業再編計画等に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第八〇条関係）

(二)　次に掲げる租税特別措置の適用期限を二年延長することとした。

(1)　マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等に対する登録免許税の免税措置（租税特別措置法第七六条関係）

(2)　農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第七七条の二関係）

(3)　経営強化計画等に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第八〇条の二関係）

(4)　特定連絡道路工事施行者が取得した特定連絡道路に係る土地の所有権の移転登記に対する登録免許税の免税措置（租税特別措置法第八四条の二の二関係）

(三)　農業競争力強化支援法に規定する認定事業再編計画に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置は、所要の経過措置を講じた上、廃止することとした。（旧租税特別措置法第八〇条関係）

次に掲げる租税特別措置は、適用期限の到来をもって廃止することとした。

(1)　認定経営力向上計画に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（旧租税特別措置法第八〇条関係）

(2)　認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（旧租税特別措置法第八一条関係）

(3)　低未利用土地権利設定等促進計画に基づき不動産を取得した場合の所有権等の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（旧租税特別措置法第八三条の二関係）

(4)　特定の社債的受益権に係る特定目的信託の終了に伴い信託財産を買い戻した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税措置（旧租税特別措置法第八三条の四関係）

消費課税

(一)　外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る免税措置の要件である事業者による一定の書類の保存について、電磁的記録の保存により行うことができることとした。（租税特別措置法第八六条関係）

(二)　入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例措置の適用期限を一年延長することとした。（租税特別措置法第八八条の二関係）

(三)　次に掲げる租税特別措置の適用期限を三年延長することとした。

(1)　沖縄発電用特定石炭等に係る石油石炭税の免税措置（租税特別措置法第九〇条の四の三関係）

(2)　不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置（租税特別措置法第九一条関係）

(四)　公共交通移動等円滑化基準に適合した乗合自動車等に係る自動車重量税の免税措置の適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第九〇条の一三関係）